

13. 銃器・弾薬 (1)銃器・弾薬は各自の責任において携行すること。
(2)銃砲所持許可証、火薬類譲渡許可証、日ラ会員証、射手手帳を携行すること。
省庁銃に関しては、所属長の発行する携行証明書を持参すること。
14. 大会責任者 大会委員長 松丸 喜一郎
競技委員長 溝部 政司
テクニカル・デレゲート 森田 益行
15. そ の 他 各加盟団体の責任者は、本要項を協会員に周知徹底させること。